議案第６９号

渋谷区立社会教育館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年１１月２６日

渋谷区長　　長　谷　部　　健

渋谷区立社会教育館条例の一部を改正する条例

渋谷区立社会教育館条例（昭和５０年渋谷区条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第４条の表中「

幡ヶ谷社会教育館	月曜日
恵比寿社会教育館	火曜日

」を

「

恵比寿社会教育館	火曜日

」に改める。

別表第１渋谷区立幡ヶ谷社会教育館の項を削る。

別表第２幡ヶ谷社会教育館の項を削る。

附　則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。

（説明）

幡ヶ谷社会教育館を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。